

■ Article ■

取引相場のない株式の評価／配当還元方式の適用の可否・「特別の事情」の有無
 ～評価通達188の「同族株主以外の株主等が取得した株式」該当性～

平成29年8月30日東京地裁判決（一部取消し）（確定）Z888-2122

税理士 依田 孝子

はじめに

取引相場のない株式について、配当還元方式で評価すべきであっても、相続開始直前等に株式譲渡等をした場合、財産評価基本通達の定めにより難い特別事情があるとして、原則的評価方法で更正処分等がされることもある。今回は、その更正処分等が取り消され、配当還元方式の評価が認められた事例を紹介する。

I 事案の概要

A社の代表取締役であった被相続人庚は、平成19年8月1日、B社に対し、自己が有するA社の株式のうち72万5,000株を、代金1株当たり75円、合計5,437万5,000円で譲渡した。

庚は、平成19年12月死亡し、庚の配偶者である原告は、相続により庚の有していたA社の株式18万3,925株（本件株式）を取得した。

本件は、本件株式について、配当還元方式により1株当たり75円と評価して相続税の申告をしたところ、所轄の鶴見税務署長が、本件株式は類似業種比準方式により1株当たり2,292円と評価すべきであるとして更正処分等をしたことから、原告が、これらの処分（更正処分については申告額を減額した額を超える部分）の取消しを求める事案である。

なお、A社の株主構成の推移は次表のとおりである。

[A社の株主構成の推移]

株主\時期	B社への株式譲渡前		相続開始直前		相続開始以後	
	株式数(株)	割合(%)	株式数(株)	割合(%)	株式数(株)	割合(%)
被相続人庚	1,460,700	15.88	735,700	8.00	-	-
原告甲(配偶者)	159,748	1.74	159,748	1.74	343,673	3.74
庚の子乙	42,488	0.46	42,488	0.46	226,413	2.46
親族ら子丙	42,488	0.46	42,488	0.46	226,413	2.46
子戊	244,968	2.66	244,968	2.66	428,893	4.66
その他	146,128	1.59	146,128	1.59	146,128	1.59
同族株主グループ計	2,096,520	22.79	1,371,520	14.91	1,371,520	14.91
B社	-	-	725,000	7.88	725,000	7.88
C社	2,224,400	24.18	2,224,400	24.18	2,224,400	24.18
研究会持株会	2,210,730	24.03	2,210,730	24.03	2,210,730	24.03
従業員持株会	2,315,150	25.16	2,315,150	25.16	2,315,150	25.16
その他の個人株主	353,200	3.84	353,200	3.84	353,200	3.84
合計	9,200,000	100.00	9,200,000	100.00	9,200,000	100.00

- ① A社は、昭和25年9月に設立された、金属製品及び消防機材の製造及び販売等を業とする資本金4億6,000万円の株式会社で、相続開始日において、評価通達178に規定する「大会社」に、A社の株式は、評価通達168(3)に規定する「取引相場のない株式」に、それぞれ該当する。
- ② 従業員持株会は、勤続10年以上の従業員を会員とし、研究会持株会は勤続20年以上の従業員を会員とするA社の持株会で、いずれも民法上の組合である。
- ③ B社は、平成16年2月に金銭の貸付業、株式投資業等を目的として設立された資本金300万円の会社であり、その株主はA社の役員及び従業員である。
- ④ C社は、昭和62年12月に金銭の貸付業、損害保険の代理業、不動産の管理及び賃貸業等を目的として設立された資本金1億1,540万円の会社で、C社の株主のうち、原告及び庚の親族(乙、丙、丁、戊)がC社の発行済株式総数のうち32.6%を有し、これに研究会持株会及びB社並びにA社の役員及び従業員個人が有する株式を加えると、C社の発行済株式総数の65.3%を占めている。

II 争点

本件株式を配当還元方式(原告の主張)又は類似業種比準方式(被告の主張)のいずれにより評価すべきかが争われており、具体的な争点は、①本件株式が評価通達188の「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するか(争点①)②本件株式がこれに該当してもなお類似業種比準方式により評価することが正当と是認される特別な事情があるか(争点②)である。

III 裁判所の判断

1 評価通達188の「同族株主以外の株主等が取得した株式」該当性(争点①)

(1) 配当還元方式の趣旨

配当還元方式を「同族株主以外の株主等が取得した株式」の評価方法とした趣旨は、事業経営への影響の少ない同族株主の一部や従業員株主等の少数株主においては、会社支配力が小さく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、この評価方法を相当としたものと解される。そして、評価通達188は、株主の会社支配力を測る基準として、株主及びその同族関係者の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数に占める割合に着目し、これを基として配当還元方式が適用される「同族株主以外の株主等が取得した株式」の範囲を具体的に定めている。

(2) 評価通達188における議決権割合の判定について

- ① 被告は、C社及びB社がその有するA社の議決権についてA社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していれば、法人税法施行令4条6項により、評価通達188の適用上、その議決権はA社が有するとみなされる旨主張する。

しかしながら、評価通達188は、評価会社の株主の「同族関係者」の定義と

して、法人税法施行令4条を引用しており、同条6項は当該「同族関係者」に当たる同条3項に定める特殊の関係のある法人についてのその該当性の判断等に関して設けられた規定である。そうすると、評価通達188の適用上、評価会社における株主の議決権割合の判定そのものに同条6項が適用されるわけではないから、仮にC社及びB社がその有するA社の議決権についてA社や原告の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していたとしても、評価会社であるA社における株主の議決権割合の判定において、C社及びB社の有する議決権をA社や原告が有するとみなされることになるものではない。

したがって、被告の上記主張は、評価通達188の解釈を誤った独自の見解というべきものである。

- ② また、被告は、法人税法施行令4条6項により、C社及びB社の有するA社の議決権をA社が有するとみなされる場合には、評価通達188の適用上、これらを自己株式に係る議決権としてその数を0として計算した議決権の数をもってA社の議決権総数とすべきである旨主張する。

しかしながら、仮に評価会社とその株主との間に、法人税法施行令4条6項を適用すれば、その株主の有する評価会社の議決権を評価会社自身が有するとみなされることとなる関係が存する場合であっても、実際の株主総会等の場面においてはその株主は当該議決権を現実に行使し得る（自己株式に準じて議決権の行使が禁止される旨の法令上の規定は存しない。）のであるから、当該議決権の数を0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数としたのでは、その株主や他の株主の会社支配力をその議決権割合によって適正に測ることができなくなり、評価通達188の趣旨に反することとなる。

したがって、被告の上記主張は、評価通達188の趣旨に適合しない不合理な主張というべきである。

- ③ 被告は、C社及びB社がその有するA社の議決権について原告の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していれば、法人税法施行令4条6項により、評価通達188の適用上、その議決権は原告が有するとみなされる旨主張する。

しかしながら、この主張が評価通達188の解釈を誤った独自の見解というべきものであることは、前記で説示したとおりである。

- ④ もっとも、仮に、C社及びB社の各株主がそれぞれの会社での議決権について、またC社及びB社がその有するA社の議決権について、それぞれ原告の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意しているといえる場合には、そうした同意は、C社及びB社が原告の「同族関係者」又はこれに準ずる者となることで原告のA社に対する支配力に影響を及ぼす事情であるともいい得る。

(3) 小括

以上のとおり、A社における評価通達188の議決権割合の判定に際し、C社及びB社の有する議決権の数を、A社の議決権総数から除外すること、あるいは、

原告の有する議決権の数に合算することは、いずれも相当であるとはいえない。

そうすると、課税時期において、A社には合計して30%以上の議決権を有する株主及びその同族関係者がいないため、A社は「同族株主のいない会社」に当たる。また、原告及びその同族関係者である庚の親族らの有する議決権の合計割合は14.91%であり、「株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合」にも当たる。

よって、本件株式は、評価通達188(3)の株式に該当するから、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当する。

したがって、本件株式は評価通達188-2により配当還元方式により評価すべきこととなるが、これによつては適正な時価を算定することができない特別な事情がある場合には、この限りでなく、この点は、次において検討する。

2 類似業種比準方式により評価すべき「特別な事情」の有無（争点②）

(1) 被告の主張

被告は、特別な事情として、庚によるA社及びその関連会社（C社及びB社）の実効支配体制の確立や、原告が庚からこの体制を引き継いだこと等を主張するので、以下これらの点につき検討する。

(2) 庚とA社並びにC社及びB社との関係

① A社との関係

A社の役員及び支店長等の経営会議等の判断等によると、庚がA社の経営判断や意思決定について強い影響力を有していたとしても、A社という会社を全体としてみれば、庚が実質的に単独でその意思決定等をしていたとは評価し得ない。また、A社の株主の多くは、庚の親族や持株会等のA社の関係者で占められているものの、庚が、これらA社の株主の権限行使等について、人事権を活用するなどして具体的に働きかけをし、影響力を及ぼしていたという事情も認められない。

以上によれば、庚のA社に対する影響力は、代表取締役としてあり得る範ちゅうを超えるようなものではなく、庚とA社との間に特殊な支配関係等があったということとはできない。

② C社との関係

C社は、相続開始の直前の期まで保険代理店業等の事業活動を行っており、実体のない会社であったということとはできず、庚は、長年C社の代表取締役でもあったが、C社の意思決定等を実質的に庚が行っていたと認め得る具体的な事情がないことは、A社におけるのと同様である。また、C社の株主は、庚の親族やA社の従業員等の関係者が多数を占めているものの、庚が、これらC社の株主の権限行使等について、A社における人事権を活用するなどして具体的に働きかけをし、影響力を及ぼしていたという事情も認められない。

したがって、庚とC社との間についても、特殊な支配関係等があったということとはできない。

③ B社との関係

B社では、定款の目的に定める事業そのものは行われていなかったものの、B社への株式譲渡によりA社の株式を取得するのみならず、設立後間もなくC社の株式を取得するなどしており、関連会社の株式であり相続開始後のことではあるが株式の保有を通じて一定の利益を上げるという活動実体が認められることや、B社の株主は実際に自ら出捐して出資していること、B社ではその株式の譲渡が行われていたこと等からすると、B社が形骸化した実体のない会社であるということとはできない。庚は、その株主や役員等でもなく、その意思決定等を実質的に庚が行っていたと認め得る具体的事情はない。

また、B社の株主は、A社の役員及び従業員が占めているものの、庚が、これらB社の株主の権限行使等について、A社における人事権を活用するなどして具体的に働きかけをし、影響力を及ぼしていたという事情も認められない。

なお、被告は、B社が庚の一族のA社における持株比率を下げることを目的に設立された会社であると主張する。しかし、庚からの本件B社への株式譲渡が行われたのは、B社の設立から3年以上が経過した後のことであることや、証拠(証人K)によれば、庚によりその一族の持株比率を15%未満とする旨の話が初めてされたのも、B社設立後約3年を経過した平成19年6月のことであることが認められること等からすれば、B社の設立時に、B社への株式譲渡を目的としていたということとはできない。

こうした点を踏まえると、庚とB社との間についても、特殊な支配関係等があったということとはできない。

④ 実効支配体制の有無

以上によれば、庚とA社並びにC社及びB社との間に、何らかの特殊な支配関係等を認めることはできない。したがって、庚によるこれらの会社に対する実効支配体制が確立されていたとする被告の主張は、採用することができない。

(3) 原告とA社並びにC社及びB社との関係

前記のとおり、庚によるA社に対する実効支配体制が確立されていたとは認められないから、これを原告が引き継いだとする被告の主張も採用することができない。会社の経営に対する影響力という属人的なものについて、庚と原告とを同一視し、あるいは原告が庚の影響力を引き継いだとみること自体に無理があるといわざるを得ない。この点は、C社及びB社との関係でも同様である。

なお、A社の株主の中には、C社及びB社も含まれているが、以上のような事情に加え、C社又はその株主とB社又はその株主が、それぞれの会社が有するA社の議決権行使につき、原告との間で何らかの合意をしたことはなく、原告から指示をされたこともなかったことからすると、C社及びB社がその有するA社の議決権について、原告の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していたと認めることはできない。

(4) 「特別の事情」の有無

以上のとおりであるから、本件株式が「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するものであるにもかかわらず、配当還元方式ではなく、類似業種比準方式により評価することが正当と是認される特別な事情があるとする被告の主張は採用することができず、本件株式につき、配当還元方式によって適正な時価を算定することができない特別な事情があるとは認められない。

3 更正処分等の適法性について

相続税の申告（本件申告）において、本件株式の価額を配当還元方式により評価したことが誤りであるとはいえず、本件株式の価額を類似業種比準方式により評価すべきであるとする被告の主張は理由がないものである。

そうすると、更正処分のうち本件申告に係る課税価格及び納付すべき税額を超える部分並びにこれを前提とする賦課決定処分は、いずれも違法な処分として取消しを免れない。

【コメント】

上記の平成29年8月30日東京地裁判決（相続税）では、原告が主張する配当還元方式が認められ、被告が主張する類似業種比準方式が排斥された。

なお、紹介したとおり本案の争点は、納税者勝訴であるが、本案前の争点である更正処分のうち本件申告に係る課税価格及び納付すべき税額を超えない部分の取消し（調査により減額認定された部分）については、却下されている。

また、関連判決として、被相続人庚が、A社の株式のうち72万5,000株を、B社に対して譲渡したことにつき、所得税の納付義務を承継した原告らが、譲渡所得の収入金額を譲渡対価と同じ金額（配当還元方式により算定した価額に相当する金額）として庚の所得税の申告をしたところ、所轄税務署長が、譲渡対価はその時における譲渡株式の価額（類似業種比準方式により算定した価額）の2分の1に満たないから、株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとして、更正処分等をしたことから、原告らが、その取消しを求めて争われた事案がある（平成29年8月30日東京地裁判決・Z888-2119）。

この所得税の事案は、原告らの請求が棄却され、現在控訴中である。

《関連ホームページ》

OTAINSホームページ <http://www.tains.org/>

以上